

長浜市からのお知らせ

運転免許証を自主返納される方へ

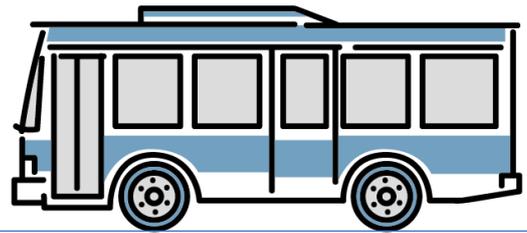
長浜市では、公共交通利用促進と交通事故の抑止を目的に、運転免許証を自主返納された方を対象に支援を行っています。

バスなどの回数券を
4,000円分
交付します。(1回限り)

- ・バス回数券
- ・乗合タクシー専用回数券
(※一般のタクシー券ではありません)
のいずれかからお選びいただけます。

(令和7年4月～)

**おでかけワゴン回数券
の交付を開始します！**

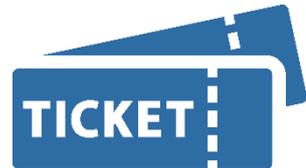


※乗合タクシーとは、専用の停留所から停留所を運行する公共交通であり、西黒田・神田、浅井、虎姫、びわ、湖北、高月、木之本の一部地域で運行しています。
また、乗合タクシーをご利用される場合は、市役所での事前登録が必要です。

対象者

次の①～③のすべてを満たす方

- ①長浜市に住民登録をされている方
- ②運転免許証を有効期限内に自主返納された方
※自主返納…すべての種類の免許を返納すること。免許の一部返納は対象外です。
- ③これまで、この支援を受けたことがない方(支援は1人1回限りです。)



申請期限

自主返納した日から**6か月以内**

申請に必要なもの

滋賀県公安委員会から発行される「**申請による運転免許証の取消通知書**」
(写しでも可)



バス回数券等の交付申込先・問合せ先

長浜市役所 都市建設部 都市計画課 交通対策室

TEL: 0749-65-6562

※運転免許証の返納に関するお問合せには、お答えできません。

手続きの流れ

①運転免許証の取消申請（自主返納）をします。

- 受付場所：県内の警察署または運転免許センター
- 受付時間：各機関にご確認ください。
- 持参するもの：運転免許証（有効期限内であること）
- 警察署で受け取るもの：滋賀県公安委員会から発行される
「申請による運転免許の取消通知書」



②長浜市に支援制度の申請をします。

○窓口で申請される場合

- ・受付場所：長浜市都市計画課交通対策室（本庁舎2階）
または長浜市北部建設課（北部合同庁舎2階）
- ・受付時間：9：00～16：45（土日祝日、年末年始を除く）
- ・持参するもの：滋賀県公安委員会から発行される
「申請による運転免許の取消通知書」（写しでも可）

※滋賀県公安委員会から発行される「申請による運転免許の取消通知書」（写しでも可）をお持ちいただければ、代理申請も可能です。

○郵送で申請される場合

- ・長浜市ホームページから申請書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、「申請による運転免許の取消通知書」（写しでも可）を添えて、都市計画課交通対策室まで郵送してください。

○WEBから申請される場合

- ・下記フォームまたは右の二次元コードから申請いただけます。

<https://logoform.jp/form/BJcW/128548>



- ・必要事項をご入力の上、「申請による運転免許の取消通知書」をデータ化したもの（PDFや画像データ（写真でも可））を添えて申請ください。



③バス回数券等を交付いたします。

※長浜市役所本庁都市計画課交通対策室で申請された場合は、その場で回数券をお渡しします。

※北部合同庁舎窓口や郵送、WEBから申請された場合は、後日、本庁都市計画課交通対策室から郵送で回数券をお送りします。あらかじめご了承ください。